

あま市国民保護計画の修正要旨(平成 28 年度)

I 国民保護計画修正の根拠

市町村国民保護計画は、武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合に、国の方針に基づき、市が、国・県・市町村関係機関等と連携・協力して、迅速・的確に住民の避難や救援などを行うことができるように、あらかじめ定めておくものである。

修正を行う場合においては、指定行政機関の国民の保護に関する計画、都道府県の国民の保護に関する計画及び他の市町村の国民の保護に関する計画との整合性の確保を図るよう努めなければならないとされている（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第 35 条）。

また、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護協議会を置くこととされている（国民保護法第 39 条）。

II 市対策本部の所掌事務に関する変更

所掌事務の修正 (P38)

- ・市対策本部の所掌事務について、職員の活動内容をあま市地域防災計画と統一することにより、不測の事態に対し、速やかな活動が実施できるよう所掌事務を修正する。

III その他主な修正事項

時点修正 (P7)

- ・人口等を平成 29 年 1 月 1 日現在に修正する。